

はこだて療育・自立支援センター条例の一部を改正する条例をここに
公布する。

令和6年3月11日

函館市長 大 泉 潤

函館市条例第15号

はこだて療育・自立支援センター条例の一部を改正する条例

はこだて療育・自立支援センター条例（平成23年函館市条例第42号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項第1号中「第43条第2号に規定する医療型児童発達支援センター」を「第43条に規定する児童発達支援センター」に、「医療型児童発達支援センター事業」を「児童発達支援センター事業」に改め、同項第2号を削り、同項第3号中「第6条の2の2第6項」を「第6条の2の2第5項」に改め、同号を同項第2号とし、同項第4号中「第6条の2の2第7項」を「第6条の2の2第6項」に改め、同号を同項第3号とし、同項中第5号を第4号とし、第6号から第8号までを1号ずつ繰り上げ、同項第9号中「第77条第3項」を「第77条第5項」に改め、同号を同項第8号とし、同項第10号中「医療型児童発達支援センター事業」を「児童発達支援センター事業」に改め、同号を同項第9号とし、同項中第11号を第10号とし、第12号を第11号とし、同条第2項第1号を次のように改める。

(1) 児童発達支援センター事業 40人

第4条第2項中第2号を削り、第3号を第2号とし、第4号から第6号までを1号ずつ繰り上げる。

第5条各号列記以外の部分中「前条第1項第11号」を「前条第1項第10号」に改め、同条第1号中「医療型児童発達支援センター事業、児童発達支援事業」を「児童発達支援センター事業」に、「児童福祉法

第21条の6に規定する」を「同法第21条の6の規定による」に改め、同条第3号中「に規定する措置」を「の規定による措置」に改め、同条第6号中「前条第1項第10号」を「前条第1項第9号」に、「医療型児童発達支援センター事業」を「児童発達支援センター事業」に改め、同条第7号中「前条第1項第12号」を「前条第1項第11号」に改める。

第6条第1項中「第4条第1項第11号」を「第4条第1項第10号」に、「に規定する措置」を「の規定による措置」に、「第9号」を「第8号」に、「第12号」を「第11号」に改める。

第7条第1項中「第4条第1項第12号」を「第4条第1項第11号」に改め、同条第2項第1号中「医療型児童発達支援センター事業、児童発達支援事業」を「児童発達支援センター事業」に改め、同号ア中「、医療型児童発達支援（児童福祉法第6条の2の2第3項に規定する医療型児童発達支援）」を「（児童福祉法第6条の2の2第2項に規定する児童発達支援）」に、「（医療）」を「（治療（同項に規定する治療をいう。以下この号において同じ。））」に、「、医療型児童発達支援または」を「または」に改め、同号イ中「医療型児童発達支援」を「児童発達支援」に改め、同項第6号中「第4条第1項第10号」を「第4条第1項第9号」に改める。

別表備考第4項第1号中「および第3項」を「、第3項および第5項」に改める。

附 則

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の日前に改正前の第4条第1項第1号または第2号に掲げる事業を利用した者の当該利用に係る費用については、なお従前の例による。